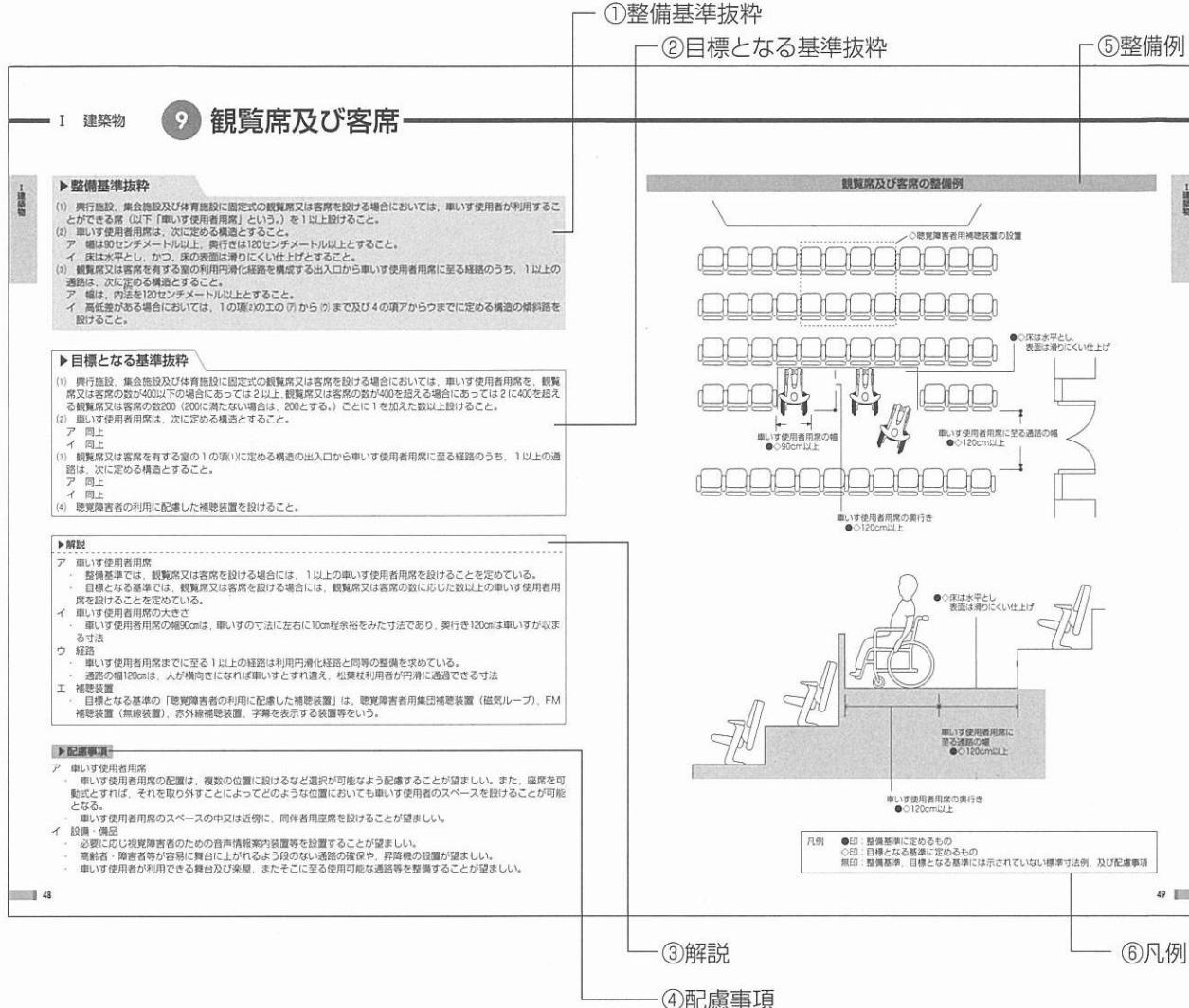


○基準の解説の構成



○基準の解説の見方

基準の解説は、整備基準、目標となる基準、解説、配慮事項及び整備例（図解）で構成している。

①整備基準

公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の部分の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準である。

公共的施設の所有者・管理者は、整備基準に適合させるよう努める必要がある。

②目標となる基準

高齢者、障害者等が特段の不自由なく安全かつ快適に公共的施設を利用できるようにするため社会全体で目指していくべき基準であり、整備基準に加えてさらに望ましい基準を示している。

この中で、「同上」と記載してあるものは、整備基準と同じ規定内容のものである。

③解説

整備基準及び目標となる基準で示している寸法の意味等について、具体的に説明している。

④配慮事項

整備基準及び目標となる基準以外に、公共的施設の整備にあたって配慮することが望ましい事項を、国土交通省の「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」その他のガイドラインに準拠して示している。

⑤整備例

整備基準、目標となる基準、配慮事項を図により例示している。

⑥凡例

●印： 整備基準に定めるもの

◇印： 目標となる基準に定めるもの

無印： 整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項